

IEEPA関税無効判決後の「トランプ関税」の行方

上席主任研究員 坂本 正樹

①判決内容：IEEPA関税は無効／大統領権限の拡大に警鐘

米国の連邦最高裁判所は2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて大統領が関税を課すことはできないとの判決を発表（判決に対する賛成が6人、反対が3人）。これにより、IEEPAを根拠法とする関税措置、具体的には、①「相互関税」、②カナダ・メキシコ・中国を対象とした「フェンタニル関税」、③ブラジルへの特別関税、④ロシア、イランなどと特定取引を行う国への「二次関税」が2月24日から停止した。

判決の多数派意見では、IEEPAが関税設定の権限を大統領に与える根拠として政府が示してきた「（輸出入を）規制する（regulate）」という文言には、平時に関税やその他の税を課す権限は含まれないという判断が示された。これにより、大統領は今後IEEPAを根拠として関税を課すことはできなくなった。さらに、明確な法律の定めがない限り、議会が「重要な問題」（税制度など）の決定を行政府に委任することはできないとする「重要問題の法理」の認識も示された。特に後者は、大統領権限の濫用に歯止めをかけるための司法からの警鐘としても注目に値する。

②代替の関税措置：1974年通商法122条により上限15%・最大150日間の関税を当面は運用

最高裁判決の同日、トランプ大統領は1974年通商法122条に基づき、全ての輸入に原則10%の関税を課すと発表、その後に税率を15%に引き上げる方針を表明した。ただし、2月24日の大統領令では、15%ではなく10%の関税引き上げが指示された。なお、新たな関税は232条関税との非重複適用、これまでに発表された関税の免除品目への非適用など、相互関税と同様の措置がとられる。

122条は、米国が深刻な国際収支問題に直面した際、大統領が最大15%の輸入関税や輸入割当などの措置を150日間の期限付きで課すことを認める緊急条項であり、期間延長には議会承認が必要となる。1970年代前半の固定相場制崩壊の混乱を背景に立法されたもので、現在の米国の国際収支状況が122条の発動条件を満たすかには疑問を示す専門家も多い。今後、IEEPA関税同様に訴訟を受け、無効化に追い込まれる可能性も否定できない。

また、122条では、原則全輸入品に対して一律の関税引き上げを行うことが定められており、「相互関税」のような国別の税率が認められるかは不透明。最恵国（MFN）関税率に一律15%の税率が追加された場合、関税交渉で原則「仕上がり15%」で合意した日本や欧州連合（EU）にとっては、多くの品目で事実上の税率引き上げとなる。対米投資拡大の約束は合意上の関税率を前提としているため、150日後の対応も含めて米政府との間で改めての交渉となる可能性もある。なお、トランプ大統領は今回の判決を受けて「駆け引き」をしようとする国には、高関税を課すとけん制している。

③関税の還付問題：潜在的な還付総額は約1,700億ドルにのぼるが、還付計画は不透明

IEEPA関税の還付について、最高裁からは具体的な指示がなく、当面は税関（CBP）・米国国際貿易裁判所（CIT）の方針が待たれる。IEEPA関税の徴税額は過去1年で約1,700億ドルにのぼるとされ、還付が実施される場合は前例のない規模になることから、年単位の時間を要する可能性もある。また、税還付の直接的な請求権は輸入企業にあるため、輸出企業や小売・流通業者が関税負担を引き受けていた場合、取引企業間で還付金の分配を巡り係争が発生することも考えられる。なお、CITは昨年12月に関税に対して事前の異議申し立てをしなくても税還付を受ける権利は輸入企業にあるとしたが、政府対応の不透明感もある中で安全策として法的手続きを行う企業の動きが拡大している。

▽米国による関税措置の主な根拠法と現状

根拠法	条件・手続き	主な権限	第二次トランプ政権における行使状況
通商拡大法 232条	安全保障上の脅威 (商務長官の調査・勧告)	品目別の追加関税、数量制限	【継続】品目別関税（鉄鋼、アルミ、銅、自動車、トラック、木材、半導体／税率10~50%）
通商法 301条	不公正貿易慣行 (USTR*の調査・勧告)	報復関税を含む幅広い措置	【継続】対中リスト関税（指定品目／7.5~100%）
通商法 122条	国際収支危機 (報告規定なし)	最大15%の追加関税（最大150日、延長は議会承認が必要）、数量制限	【新規】追加関税（原則全輸入品／10%→15%へ引き上げ予定）
通商法 201条	国内産業への打撃 (USITC**の認定・勧告)	最大50%の追加関税、数量制限などのセーフガード措置	【未行使】※2018年に第一次トランプ政権が行使（太陽光パネル、大型洗濯機／追加関税・輸入割当）
スム・ホーリー 関税法338条	差別的措置への報復 (報告規定なし)	最大50%の報復関税、数量制限	【未行使】※世界恐慌下の1930年代に大規模行使。1949年以降には行使例なし
国家緊急 経済権限法 (IEEPA)	異例かつ重大な脅威 (報告規定なし)	資産凍結、輸出入・取引・送金制限 ※最高裁判決で関税は除外	【無効】①相互関税、②フェンタニル関税、③ブラジルへの特別関税、④ロシア・イラン・ベネズエラ、キューバの二次関税（原則全品目／10~50%）

*米国通商代表部 **米国国際貿易委員会
(出所) 議会調査局、米ホワイトハウス、JETRO、各種報道

(執筆者プロフィール)

坂本 正樹 (Masaki Sakamoto)

SAKAMOTO-MASAKI@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：東南アジア、インド、豪州、中東、アフリカ

2012年から17年に慶應義塾大学リーディング大学院プログラム（オールラウンド型）の非常勤研究員。2018年に丸紅入社、丸紅経済研究所にて日本、米国、中東、東南アジア、南西アジアの政治経済担当を歴任。慶應義塾大学法学研究科（政治学専攻）修士課程修了、理工学研究科（開放環境科学専攻）修士課程修了、法学研究科（政治学専攻）博士課程修了、博士（法学）。専門は国際政治学、外交・安全保障、マクロ経済。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。